

平成 20 年 7 月 15 日

各都道府県高等学校体育連盟会長 殿

(財) 全国高体連 各専門部 部長 殿

(財) 全国高等学校体育連盟

会長 坂田 敬一

財務・会計処理の適正管理について (依頼)

財務・会計処理については、本連盟発足以降、外部監査法人をはじめとする関係諸機関の真摯な取り組みや指導のもとで、適正管理に努めており、また、関係諸団体にも会計処理に遺漏なきようお願いしてきたところです。

しかし、遺憾ながら去る 6 月 18 日に、ある県の競技専門部において・・・・一部省略・・・・  
・当該会計担当者は平成 14 年から平成 19 年までに 135 万円を着服したことが判明し・・・・  
一部省略・・・・。

スポーツを通して高等学校生の健全育成を目指していく本連盟としては、極めて遺憾なことであり、全国の高校生並びに関係者の信頼に応えていくために、再発防止に万全を期す必要があります。つきましては下記の点に留意し財務・会計処理の適正管理に遺漏なきよう取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- 1 財務・会計に関する事務処理を行う上で管理責任者、会計担当者、監査人(委員)を確認する。また、会計事故を未然に防止するため、会計担当者は長期にわたり同一人となるのを避ける。
- 2 会計年度の支出は、当該年度の収入をもって充てる。支出に充てる経費は、会計ごとに処理し、会計間の流用はしてならない。また収入及び支出は原則として金融機関を経由して行う。
- 3 毎年度予算・決算を決定し、経費の支出では必ず領収書等証拠書類を徴し、また収支状況について、預金通帳と出納簿等を照合するとともに領収書等をもとに内容を確認する。
- 4 銀行口座は個人名義ではなく団体名義とし、また、現金管理は必要最小限の金額とし金融機関に預金し、多額の現金はこれを所持、保管しない。
- 5 監査人を選任し、毎年 1 回監査を受け、監査報告書の提出を受ける。
- 6 購入物品は帳簿管理し、現品照合を行う。
- 7 日当、交通費、通信費等は原則的に実費精算とし、税務処理の対象となる場合がある渡し切り処理としない。